

工 事 等 検 査 要 領

(令和元年 8 月 1 日適用)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加西市工事等検査要綱（平成 7 年訓令第 13 号）に関し、必要な事項を定める。ただし、この区分によりがたい特別の理由があるときは、検査官と協議のうえ他の区分によることができる。

(検査官「員」の心得)

第 2 条 検査官（員）は次の事項を心得なければならない。

- (1) 検査官(員)は、厳正公平を旨とし、誠実にその職務を行わなければならない。
- (2) 検査官(員)は、常に技術の研鑽に励むとともに、検査の適正な判断力を培わなければならない。
- (3) 検査官(員)は、業者者に適切な指導、助言を行い技術の向上に努めなければならない。

(検査の対象となる工事等)

第 3 条 検査要綱第 2 条の工事等の工事とは、建設工事、修繕工事とする。また、委託業務とは、工事に関連する調査・設計・計画策定委託業務等とする。ただし、検査官（員）が必要と指定した工事等については検査の対象とする。

(検査官「員」の任命及び承認)

第 4 条 要綱第 3 条の検査官(員)の任命及び承認は次のとおりとする。

- (1) 検査官は、管理職の職員をもって市長が任命する。
- (2) 検査官に事故あるとき、又は特別の事情により市長が必要と認めたときは、代わって他の検査員（以下「指定検査員」という。）が行うことができる。
 - ①指定検査員は、管理職の職員をもって市長が任命する。
- (3) 小額な工事等（100 万円以上 300 万円未満）については、所属長（以下「兼任検査員」という。）が行うことができる。
 - ①兼任検査員は、市長が承認する。
 - ②兼任検査員に事故あるとき、又は特別の事情により所属長が認めたときは、これに相当する職にあるものが検査を行うことができる。
- (4) 軽微な工事等（30 万円以上 100 万円未満）については、担当課長（以下「代理検査員」という。）が行うことができる。
 - ①代理検査員は、市長が承認する。

(着工届)

第5条 要綱第6条の工事等着工届等報告書は、工事等の契約金額が30万円以上の工事等について提出しなければならない。

(進捗状況の報告)

第6条 要綱第7条の工事等進捗状況の報告は、契約金額が3,000万円以上で、かつ工期が6ヶ月以上の工事について、定期的に報告させること。

(不完全履行の報告)

第7条 要綱第8条の不完全履行とは、契約違反行為、施工不良、手抜き工事等を言う。

(瑕疵の報告)

第8条 要綱第8条の完成後重大な瑕疵とは、受注者の故意または重大な過失により生じた瑕疵を言う。

(検査の依頼)

第9条 要綱第10条の検査依頼は、検査希望日の10日前までに検査官へ依頼しなければならない。

(担当部内検査)

第10条 検査依頼にあたり担当部において事前に、工事検査チェックポイント(様式B号)に基づいた検査を行い、検査時に提出しなければならない。

(工事概要の把握)

第11条 検査官(員)は、工事概要の把握に必要と判断したときは、検査前に契約書、仕様書、設計書並びにその他の関係書類を提出させることができる。

(検査の立会)

第12条 要綱第12条の関係職員の立会者は、次のとおりとする。

- (1) 契約額30万円未満の工事等については、省略することができる。
- (2) 契約額30万円以上100万円未満の工事等については、担当係長又はこれに相当する職にある者。
- (3) 契約額100万円以上1,000万円未満の工事等については、担当課長又はこれに相当する職にある者。
- (4) 契約額1,000万円以上3,000万円未満の工事等については、所属長又は所属長の委任によって相当する職にある者。

(5) 契約額 3,000 万円以上の工事等については、所属長と会計管理者。なお、出来高検査による支払額が 3,000 万円以上の場合も会計管理者の立会が必要となる。

(手直し工事)

第 13 条 要綱第 14 条の軽微な手直し工事とは、次ぎの各号に該当する工事とする。

- ①契約額の変更が生じない工事。
- ②工期の変更が生じない工事。
- ③設計書、設計図書の変更が生じない工事。

(評定)

第 14 条 要綱第 19 条の工事成績は、翌年度の入札参加資格者の業者ランク付けに反映させるため、厳正かつ公正に評定しなければならない。

(1) 評定点の持分比率は、監督員が 100 分の 40、担当課長が 100 分の 20、検査官(員)が 100 分の 40 とする。ただし、委託業務については、監督員が 100 分の 60、検査官(員)が 100 分の 40 とする。

(2) 評定は、契約額が 300 万円以上について行う。

(3) 契約額に変更が生じたものにあつては、変更後の契約額とする。

(4) 評定者は、別紙第 C 号“工事成績採点要領”に基づいて記入する。

2 監督員は、評定点を記入後速やかに検査官(員)へ完成検査必要書類と共に提出しなければならない。

3 評定の区分

項目	ランク	A	B	C	D	E	F
点数	工事	100～85	84～75	74～65	64～50	49～35	34 以下
	委託	100～90	89～80	79～70	69～60	59～50	49 以下
評価		優	良	可	劣 I	劣 II	劣 III
		すぐれている	よい	ふつう	すこしわるい	わるい	ひどくわるい

★ 評定は完成工事等について記入するものであり、ランク F であっても完成となる。

(指導育成)

第 15 条 評定ランクが D 以下の工事等については、担当課長が業者に指導しなければならない。

(工事記録の提出)

第 16 条 監督員は、契約額 300 万円以上の工事について工事記録を作成し、担当部内決裁後、速やかに検査官(員)へ提出しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. 工事等検査要領（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

1. この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。